

議案第40号

逗子市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について

逗子市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

平成30年6月8日提出

逗子市長 平井 竜一

逗子市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

(逗子市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第1条 逗子市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和63年逗子市条例第6号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「100分の87」を「100分の83.7」に改める。

第2条 逗子市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成3年逗子市条例第10号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「100分の87」を「100分の83.7」に改める。

第3条 逗子市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成18年逗子市条例第29号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「100分の87」を「100分の83.7」に、「104分の87」を「104分の83.7」に改める。

附 則

この条例は、平成30年7月1日から施行する。

(提案理由)

民間における退職給付の支給の実情に鑑み、国家公務員退職手当法等の一部を改正す

る法律（平成29年法律第79号）が施行されたことに伴い、地方公務員の退職手当の額を引き下げる要あるため提案する。